

Q	質 問	A	回 答
1	基準年に含まれていた取組実施者が（セーフティーネット脱退、漁業を辞めた、死去などの理由から）〇名が外れました。この場合は、基準年からその〇名を外した数値に修正が必要ですか？	1	K P Iの当初計画に関しては、基本変更はしません。当初の計画に対し、外れた人が〇名、〇〇万円分の目標分が除外されているなどの報告を「実績が目標を下回った理由」の中に毎年記載してください。 また、一人当たりの平均漁業収入（基準年から外れた人の漁業収入を除く）がいくらアップした、といった報告もいただけるとより状況が把握できます。
2	取組を行った中に法人が含まれますが、その法人の決算が9月のため7月までに報告書を提出できません。どうすれば良いですか？	2	決算終了後に速やかに報告書を提出して下さい。
3	漁業種別（法人・個人別、支所別、漁業グループ別など）にKPIを作成しましたが、報告もすべて個別に提出するのでしょうか？	3	計画承認されたKPIごとに達成状況の報告が必要となります。ご面倒でも個別での報告をお願いします。※報告書のかがみは再生委員会につき1枚のみでご提出ください。
4	1年目で向上割合10%以上アップしましたが、来年度以降も報告の義務がありますか？	4	向上割合10%以上のアップをしたとしても5年間の報告は必要です。 〈水産業競争力強化緊急事業業務要領（別表2）第3条の3項〉
5	取組を行った漁業者が法人化しましたが、計画作成時の個人のKPIしかありません。この場合の報告はどのように計算すればよろしいのでしょうか？	5	再生委員会内での集計において、個人での漁業利益と法人での漁業利益（償却前利益）に分けて集計してください。
6	効率的操業事業は27年度補正で終了ということですが、事業が終了していても5年間の報告をしないといけないのでしょうか？	6	はい。5年間、毎年の報告が必要です。
7	広域委員会の会長が替わりましたが、変更申請も提出する必要がありますか？	7	承認を伴う変更申請ではなく、変更届（要押印）を提出してください。
8	報告する数字について、税務申告書と同じにしようとする減価償却費を含み計画作成時の数字と異なってしまいますが、どうすればよろしいですか？	8	税務申告書と異なる内容を明確に説明が出来れば、必ずしも申告書と同じである必要はありません。